

「特定国内種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令案」の概要

平成 29 年 11 月
農林水産省生産局
環境省自然環境局

1. 背景・趣旨

平成 29 年通常国会で成立した絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 51 号。以下「改正法」という。）による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。以下「新法」という。）では、特定国内種事業者の届出に係る事項についての環境大臣及び農林水産大臣による公表（新法第 30 条第 3 項）並びに特定国内種事業者による陳列又は広告時の表示（新法第 31 条第 3 項）を規定していること等を踏まえ、これらの細目に関する事項その他所要の規定を整備するための改正を行う。

2. 改正の内容

- (1) 新法第 30 条第 3 項に規定する環境大臣及び農林水産大臣による特定国内種事業者の届出に係る事項の公表について、
 - ・インターネットの利用その他の適切な方法により行うこととするほか、
 - ・同項に規定する事項に加えて特定第一種国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地等の事項を公表することとする。
- (2) 特定国内種事業の変更又は廃止に係る届出事項への届出番号の追加
新法第 30 条第 4 項の規定による変更又は廃止の届出事項として、届出番号を追加する。
- (3) 新法第 31 条第 3 項に規定する陳列又は広告時の特定国内種事業者による届出に係る事項の表示について、
 - ・公衆の見やすいように表示する方法により行うこととするほか、
 - ・同項に規定する事項に加えて、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名並びに譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定第一種国内希少野生動植物種を表示することとする。
- (4) その他所要の規定の整備について改正法によって改正される字句を引用する規定の改正等、所要の規定の整備を行う。

3. 施行期日

改正法の施行の日（平成 30 年 6 月 1 日を予定）